

兵庫県公報

平成24年12月5日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月5日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項中「第16条の5第1項第1号」を「第16条の5第1項」に改め、同項第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第15条に規定する扶養親族で条例第16条の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「（条例第15条に規定する扶養親族で条例第16条の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。）及び及び次項第2号に掲げる住宅」を削り、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第5項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項ただし書中「第5項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「とき、又は職員が条例第16条の5第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれの」を「ときは、その」に改め、「又は5年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同条第12項を同条第9項とする。

第27条第1項中「及び橋等」を削る。

第30条の3第1項中「に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同項各号中「における普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「における普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条第2項中「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改める。

附則第9項中「平成6年4月1日以降」を「平成6年4月1日から平成25年3月31日までの間」に改め、

「、当分の間」を削る。

附則第17項中「附則第28項」の右に「(条例附則第49項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附則に次の2項を加える。

(通勤手当の特例)

26 条例附則第50項の規定により条例第17条第2項第3号(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成8年兵庫県条例第35号)附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を読み替えて適用する場合における第28条の3第1号(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第8号)附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同号中「4,000円」とあるのは、「20,000円」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

27 条例附則第53項の規定の適用により、条例附則第27項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項中「第18条の4第1項第1号」を「第18条の4第1項」に改め、同項第2号中「配偶者(」を「職員の扶養親族たる者(条例第17条に規定する扶養親族で条例第18条の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(」に改め、「(条例第17条に規定する扶養親族で条例第18条の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。)」及び「及び次項第2号に掲げる住宅」を削り、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第5項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項ただし書中「第5項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「とき、又は職員が条例第18条の4第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれ」を「ときは、」に改め、「又は5年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同条第12項を同条第9項とし、同条第13項を同条第10項とする。

第26条第1項中「及び橋等」を削る。

第29条の3第1項中「に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同項各号中「における普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「における普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条第2項中「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改める。

附則第7項中「平成6年4月1日以降」を「平成6年4月1日から平成25年3月31日までの間」に改め、「、当分の間」を削る。

附則第16項中「附則第27項」の右に「(条例附則第45項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附則に次の2項を加える。

(通勤手当の特例)

25 条例附則第46項の規定により条例第19条第2項第3号(公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成8年兵庫県条例第36号)附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を読み替えて適用する場合における第27条の3第1号(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第9号)附則第21項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同号中「4,000円」とあるのは、「20,000円」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

26 条例附則第49項の規定の適用により、条例附則第26項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第27条、第30条の 3 及び附則第17項の改正規定並びに給与規則附則に 2 項を加える改正規定（給与規則附則第26項に係る部分に限る。）並びに第 2 条中公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教育職員規則」という。）第26条、第29条の 3 及び附則第16項の改正規定並びに教育職員規則附則に 2 項を加える改正規定（教育職員規則附則第25項に係る部分に限る。） 平成25年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中給与規則第22条の 3 の改正規定及び第 2 条中教育職員規則第21条の 3 の改正規定 平成25年 4 月 1 日

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月 5日

兵庫県人事委員会
委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第 7 号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

（職員の給与に関する実施規程の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。
第13条の 4 第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約（以下「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（以下「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅
- (2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅
- (3) 職員と同居しているその配偶者（職員、公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）第 2 条第 1 号に規定する職員又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）第 1 条に規定する職員に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

第13条の 4 第 3 項から第 5 項までを削り、同条第 6 項中「第22条の 3 第 5 項」を「第22条の 3 第 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 7 項を同条第 4 項とし、同条第 8 項中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 9 項中「第22条の 3 第 8 項」を「第22条の 3 第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とする。

第20条の 3 中「規則第22条の 3 第 2 項各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 職員又は配偶者が所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅
- (2) 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

附則に次の 1 項を加える。

（通勤手当の特例）

3 条例附則第50項に規定する人事委員会規則で定める日までの間における第16条第 1 項に規定する通勤届に係る様式については、別紙様式第 8 中

支給額（1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合）	55,000円超 63,000円以下の場合	改正	$(55,000 + (55,000\text{円を超える部分} \times 1/2))$	円
			$\times [\text{箇月}] =$	円
	63,000円超の場合	改正	$(55,000 + (55,000\text{円を超える部分} \times 1/2))$	円
			$\times [\text{箇月}] =$	円
			$59,000\text{円} \times [\text{箇月}] =$	円

とあるのは、

支給額（1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合）	55,000円超 63,000円以下（自動車等	改正	$\{55,000 + (55,000\text{円を超える部分} \times 1/2)\}$	円
	を使用して橋等を利用する場合は、95,000円以下）の場合		$\times [\quad \text{箇月}] =$	円
	63,000円超（自動車等を使用して橋等を利用する場合は、95,000円超）の場合		59,000円（自動車等を使用して橋等を利用する場合は、75,000円）	$\times [\quad \text{箇月}] =$ 円

とする。

別紙様式第11を次のように改める。

別紙様式第11 (第13条の4関係)

住 居 届			年 月 日提出
様	所属所名		
	職名		
	職員コード 氏名	⑥	主な届出理由 <input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 転 居 <input type="checkbox"/> 支給要件の変更 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> そ の 他 (契約の更新を含む。) () 上記事実の発生年月日 年 月 日
職員の給与に関する規則第22条の3の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。(契約書等証明書類 通添付)			
契約年月日	年 月 日	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
住宅の所在地	住宅への入居日		年 月 日
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿	住宅の契約面積	m ²
住宅の所有者	続 (柄)	住所	
住宅の貸主	続 (柄)	住所	
住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が		<input type="checkbox"/> いない 氏名 続 (柄) <input type="checkbox"/> い る () ()
家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。			
<input type="checkbox"/> 確認し、規則第22条の3第5項に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。			
年 月 日	職 名	氏 名	⑥
		年 月 日 受理	
		取扱者 認 印	
家賃等	支給の始期等	住居手当の月額	確認権者の決定 (改定) 欄
円	年 月分 から まで	円	決定 (改定) 年月日 職名 氏名 印
	年 月分 から まで		・ ・
	年 月分 から まで		・ ・
	年 月分 から まで		・ ・
	年 月分 から まで		・ ・

記入上の注意

- 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかについてレ印を付するものとする。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(光熱費込みの下宿代等)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(まかない付下宿代等)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。
 なお、この場合には、該当するものにレ印を付するものとする。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第2項各号を次のように改める。

(1) 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約(以下「所有権留保契約」という。)により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転(以下「譲渡担保のための

移転」という。) をしている住宅

- (2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅
- (3) 職員と同居しているその配偶者（職員、職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）第2条第1号に規定する職員又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県人事委員会規則第46号）第1条に規定する職員である者に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

第13条の4第3項から第5項までを削り、同条第6項中「第21条の3第5項」を「第21条の3第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「第21条の3第8項」を「第21条の3第5項」に改め、同項を同条第6項とする。

第20条の3中「規則第21条の3第2項各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 職員又は配偶者が所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅
- (2) 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

附則に次の1項を加える。

(通勤手当の特例)

- 4 条例附則第46項に規定する人事委員会規則で定める日までの間における第16条第1項に規定する通勤届に係る様式については、別紙様式第7中

「

支給額（1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合）	55,000円超	改正	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2))$	円
	63,000円以下		$\times [\text{箇月}] =$	円
	63,000円超の場合		$59,000円 \times [\text{箇月}] =$	円

」

とあるのは、

「

支給額（1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合）	55,000円超	改正	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2))$	円
	63,000円以下（自動車等を使用して橋等を利用する場合は、95,000円以下）の場合		$\times [\text{箇月}] =$	円
	63,000円超（自動車等を使用して橋等を利用する場合は、95,000円超）の場合		$59,000円（自動車等を使用して橋等を利用する場合は、75,000円） \times [\text{箇月}] =$	円

」

とする。

別紙様式第10を次のように改める。

別紙様式第10 (第13条の4 関係)

住 居 届			年 月 日提出
様	所 属 所 名		
	職 名		
	職員コード 氏 名	⑤	主な届出理由 <input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 転 居 <input type="checkbox"/> 支給要件の変更 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> そ の 他 (契約の更新を含む。) () 上記事実の発生年月日 年 月 日
公立学校教育職員等の給与に関する規則第21条の3の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。(契約書等証明書類 通添付)			
契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
住 宅 の 所 在 地	住 宅 へ の 入 居 日		年 月 日
住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿	住 宅 の 契 約 面 積	m ²
住 宅 の 所 有 者	続 柄 ()	住 所	
住 宅 の 貸 主	続 柄 ()	住 所	
住 宅 の 名 義 上 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる { 氏名 続 柄 () () () ()		
家 賃 等	月 額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、規則第21条の3第5項に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。			
年 月 日		年 月 日 受 理	
職 名 氏 名 ⑤		取 扱 者 認 印	
家賃等	支給の始期等	住居手当の月額	確認権者の決定(改定)欄
円	年 月分 から まで	円	決定(改定)年月日 職名 氏名 印
	年 月分 から まで		・ ・ ⑤
	年 月分 から まで		・ ・ ⑤
	年 月分 から まで		・ ・ ⑤
	年 月分 から まで		・ ・ ⑤

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかについてレ印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(光熱費込みの下宿代等)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(まかない付下宿代等)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。
 なお、この場合には、該当するものにレ印を付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する実施規程(以下「給与規程」という。)附則に1項を加える改正規定及び第2条中公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(以下「教育職員規程」という。)附則に1項を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 第1条の規定による改正後の給与規程第13条の4第3項及び第2条の規定による改正後の教育職員規程第13条の4第3項の住居届の様式については、当分の間、従前の様式によることができる。